

論文

リスク社会における防犯活動と安心の考察

本 柳 亨*

はじめに

内閣府による「治安に関する世論調査」や社会安全研究財団による「犯罪に対する不安感等に関する世論調査」の結果が示すように、1990年代後半以降の日本では、「治安が悪化している」という現状認識が定着しており、犯罪不安は高い状況にある。しかし、多くの論者が指摘しているように、戦後の混乱期以降、犯罪は増大も凶悪化もしていない〔浜井 2004; 河合 2004; 浜井・芹沢 2006〕。

さらに、「安全・安心まちづくり」や「生活安全条例」に代表される治安政策の実施、高度なセキュリティ技術で住宅を囲いこむ「住宅の要塞化」、データ化された個人を管理する「監視社会化」、地域住民が警察のように活動する「民衆の警察化」など、防犯活動は積極的かつ多様に展開されている。治安は悪化しておらず、防犯活動も強化されている。それにもかかわらず、犯罪不安は高い状況にある。

本論文は、犯罪不安が増大した要因を考察する。犯罪不安が増大した要因を大別するならば、以下の二つに整理できよう。第一に、犯罪不安を刺激する「何か」が発生している点であ

り、第二に、犯罪不安を抑制する「何か」が機能していない点である。

まず、犯罪不安を刺激する要因として、本論文が着目するのは「リスク」と呼ばれる概念である。社会科学の分野におけるリスク研究は、「形式的・規範的アプローチ」「心理学的・認知的アプローチ」「文化的・社会学的アプローチ」の三つに分類できる〔小幡 2002〕。一般的にリスクは、「被害の大きさ」と「被害の発生確率」の積と考えられている。この計算式を土台とするのが「形式的・規範的アプローチ」である。犯罪不安の研究で主に採用されてきたのは、どの程度リスクを認知しているのかを検証する「心理学的・認知的アプローチ」である。このアプローチが指標として用いているのは、「被害に遭遇する確率の認知的評価」を意味する「リスク認知」である。

たとえば、島田貴仁らは、犯罪の被害経験や被害見聞が「被害リスク」を知覚させ、「被害リスク」が犯罪不安を生起させるという間接的な因果関係を指摘している〔島田・鈴木・原田 2004〕。山本功は、おおむね男性よりも女性の方が犯罪被害の「リスク知覚」と「不安感」が高いことを指摘している〔山本功 2005〕。この

*早稲田大学大学院社会科学研究科 2010年博士後期課程満期退学

ように、いかなる犯罪リスクを認知すると犯罪不安が生起するのかという考察は、「心理学的・認知的アプローチ」による研究である。

本論文が採用するのは、社会構造の水準でリスクを把握する「文化的・社会学的アプローチ」である。ウルリヒ・ベックが、チェルノブイリ事故が発生した1986年に『危険社会』を刊行したのを契機に、「文化的・社会学的アプローチ」によるリスク研究が興隆している。ベックによれば、現代社会はリスクの問題が前面化する「リスク社会」であり、従来のリスクとは異なる「新しいリスク」が発生している。本論文は、リスク社会で発生する「リスク」に着目した「文化的・社会学的アプローチ」を用いて、犯罪不安が増大する要因を考察する。

次に、犯罪不安を抑制する要因として、本論文が着目するのは「安心」と呼ばれる概念である。犯罪が減少した現実の状態を「安全」、犯罪に遭遇する心配がないという心理状態を「安心」と定義するならば、今日の日本社会は、防犯活動の確保する「安全」と市民の体感する「安心」が乖離した状況にある。「安心のファシズム」[斎藤貴男 2004]という言葉が象徴するように、近年は「安心」を徹底的に追求する風潮が高まっている。しかしながら、犯罪不安を抑制するはずの「安心」が機能不全に陥っている。

本論文が着目するのは、リスク社会の防犯活動が獲得する「安心」の性質である。これまでの社会で提供されてきた「安心」とは、「安全とか危険とかいう側面について何も意識しなくなること」[中谷内 2008: 38]を受動的に獲得することができる「受動的安心」である。リスク社会において、「受動的安心」はいかに変容

したのか。本論文は、リスク社会における防犯活動が獲得する「安心」に着目しながら、犯罪不安が増大する要因を考察する。

本論文の目的は、第一に、リスク社会における「リスク」という視点から、第二に、リスク社会における「安心」という視点から、犯罪不安が増大する要因を理論的に明らかにすることである。

本論文では、犯罪不安が増大する要因を二つの段階に分けて考察する。

第一の段階では、防犯活動の「保険数理化」と「個人化」という二つの側面から導出された二つのリスク概念が不安を刺激していることを指摘する。まず、「犯罪の可能性」を確率論的に排除する「保険数理化」の側面から導出するのが、ベックの展開した「予測不可能な損害としてのリスク」である。次に、防犯活動の主体として個人が前面に押し出される「個人化」の側面から導出するのが、ニクラス・ルーマンの展開した「自己決定の帰結としてのリスク」である。ここでは、二つのリスク概念を内包した防犯活動がリスクを生成してしまうパラドックスに陥っていることを明らかにする。

第二の段階では、リスク社会における「安心」が、受動的に獲得できる「受動的安心」から能動的に獲得しなければならない「能動的安心」へ変容したことを指摘する。「安心」の変容を考察する上で着目するのが、ジョージ・ハーバート・ミードの「一般化された他者」と呼ばれる概念である。ミードによれば、「一般化された他者」は、所属する共同体や社会の規範を代表する「他者の視線」を意味する。ここでは、自己を位置づける枠組みが変容することで、「能動的安心」を獲得することが求められ

るようになったことを明らかにする。

第一章 リスクをめぐるパラドックス

第一節 予測不可能な損害としてのリスク

第一章では、リスク社会における「リスク」という視点から、犯罪不安が増大する要因を理論的に明らかにする。本節では、防犯活動の第一の側面である「保険数理化」に着目しながら、防犯活動が対象とする第一のリスク——「予測不可能な損害としてのリスク」——を導出する。

防犯活動の第一の側面は、「犯罪の可能性」を徹底的に排除しようとする「保険数理化」の動きである。「環境設計による犯罪予防（略称CPTED）」や「状況的犯罪予防」に代表されるように、近年の防犯活動の特徴は、犯罪の予測と抑止の徹底である。人相認識ソフトウェアを組み合わせた監視装置の設置、バイオメトリクス技術によるデータの記録、移動車両追跡システムの「Nシステム」の導入、セキュリティ・タウンの建設、RFIDタグによる児童の安全管理など、テクノロジーの発展が防犯活動のハードの側面を飛躍的に発展させている。

ジョック・ヤングによれば、確率論的なリスク計算に特化した手法が、「保険数理主義」に基づいた防犯活動である。保険数理型の防犯活動は、犯罪者の収監や更生を問題とせず、「犯罪の抑止」だけを問題とする。「犯罪それ自体」よりも「犯罪の可能性」に関心を寄せる保険数理型の防犯活動は、あらゆる「反社会的行為」を対象としている [Young 1999=2007: 118-119]。

保険数理型の防犯活動の最大の特徴は、個人の内面化を必要としない点である。ミシェル・フーコーによれば、近代権力は「法的権

力」「規律権力」「統治権力」という三つの権力の多層体として把握できるが、第三の権力である「統治権力」に対応するのが保険数理的統制である。「個人」を対象とする「規律訓練」が個人の内面化を強いるのに対して、「全体」を対象とする「保険数理的統制」は個人の内面への介入を回避する [Foucault 2004=2007]。個人の内面化を必要としない管理は、「管理社会」 [Deleuze 1990=2007]、「ポスト・パノプティシズム」 [Boyne 2000] などと呼ばれており、もはや「内面をもった個人」のような「センチメンタル」なものには関心を示さない [酒井 2001: 279]。規律訓練と比較するならば、保険数理的統制は、経済的でコストが低いといえよう⁽¹⁾ [Simon 1988]。

防犯活動の保険数理化の側面からリスク概念を導出する際に参照するのが、「福祉国家的リスク」から「新しいリスク」への移行を指摘する議論 [中山 2004; 小西 2006; 三上 2010] である⁽²⁾。まずは、リスク概念を規定する認識論的枠組みの変遷に着目しながら、「福祉国家的リスク」と「新しいリスク」の特徴を整理しよう。

福祉国家的リスクの根底にある認識論的枠組みは、統計学の自律的發展を背景とする「統計学的世界像」である。統計学的世界像は、18世紀末から20世紀初頭にかけて、近代的世界像と折り重なるようにして出現した [Ewald 1986; Hacking 1990=1999]。福祉国家的リスクは、確率論的に物事を把握する統計学的世界像という認識に基づいている。個人に降りかかる損害を社会化する仕組みが「保険」である。保険制度により、統計学的法則にしたがって発生する損害は、「社会生活上不可避なリスク」として社会全体に配分される [中山 1995: 116-120]。福

祉国家的リスクとは、統計学的に予測可能な損害を意味する。

新しいリスクの根底にある認識論的枠組みは、「不確実的世界像」である。ベックが指摘しているように、リスクは「予測不可能性」「補償不可能性」「知覚不可能性」を帯び始めており、その因果関係や法則性を把握することが困難になっている [Beck 1986=1998]。不確実的世界像においては、どのような選択したとしても、その選択をした確かな根拠が持ち得ない。新しいリスクとは、個人の理性や統計学を用いても、予測不可能な損害を意味する。

リスク社会の防犯活動が前提としているのは「新しいリスク」であり、「予測不可能な損害としてのリスク」である。「新しいリスク」として真っ先に挙げられるのは、1995年の地下鉄サリン事件であり、2001年のアメリカ同時多発テロ事件であり、2005年のロンドン同時爆破事件である。

しかし、「新しいリスク」としての犯罪で着目すべき点は、テロに代表される「被害の大きさ」や「被害の発生確率」に伴う予測不可能性ではない。河合幹雄が指摘しているように、われわれの生活では、住宅街と繁華街、昼と夜、犯罪者と非犯罪者などを仕切ってきた「境界」が不明瞭になっている [河合 2004: 105-108]。日常と非日常の境界が消失し、日常に犯罪リスクが潜む不確実的世界像を背景に、犯罪は予測不可能な「新しいリスク」として出現しているといえよう。

保険数理型の防犯活動は、予測可能性を前提とした「福祉国家的リスク」としての犯罪にも、予測不可能性を前提とした「新しいリスク」としての犯罪にも適用されてきた。確率論的なり

リスク計算という「予測可能性」を前提とした保険数理型の防犯活動は、「予測不可能性」を前提とした「新しいリスク」をいかに処理しているのか。

三上剛史によれば、福祉国家的リスクの対処法は、因果関係を特定して損害を最小限に抑えようとする「予防」である。それに対して、新しいリスクの対処法は、あらゆる危険性を洗い出し排除する「警戒」である [三上 2010: 56-58]。

リスク社会以前の防犯活動は、確率論的に標準を算出し、標準からの偏差を「犯罪原因」と捉えた。犯罪原因と特定された個人を「治療・更生」の対象とし、犯罪原因を事後的に取り除く手法は「犯罪原因論」⁽³⁾と呼ばれている。福祉国家的リスクを対象とした「予防」の段階では、因果関係を特定し、標準を算出する手段として、保険数理型の防犯活動が採用されていたといえよう。

ところが、リスク社会における新しいリスクは、因果関係を特定することも、標準を算出することも困難な「予測不可能性」を前提としている。そのため、リスク社会の防犯活動は、リスク要因を探知し、ハイ・リスク集団を排除する。犯罪リスクの排除された環境を構築する手法は「犯罪機会論」と呼ばれている。新しいリスクを対象とした「警戒」の段階では、あらゆる危険性を洗い出し排除する手段として、保険数理型の防犯活動が採用されている⁽⁴⁾。

リスク社会以前から共通するリスクの特徴は、リスクが「安全」の対極に位置づけられている点である。今日の保険数理型の防犯活動においても、「リスクを排除すればするほど安全に接近できる」という仮説が前提となってい

る。しかし、リスク社会の「新しいリスク」は予測不可能性が上昇しており、「安全」と「リスク」を明確に識別することができない。識別できないがゆえに、「安全」を脅かす「リスク」に対する意識は敏感になる。かくして、リスク社会の防犯活動では、犯罪を誘発する「あらゆる可能性」を排除しようとする動きが加速するのである。

第二節 自己決定の帰結としてのリスク

第二節では、防犯活動の第二の側面である「個人化」に着目しながら、防犯活動が対象とする第二のリスク——「自己決定の帰結としてのリスク」——を導出する。

防犯活動の第二の側面は、防犯活動の主体として個人が前面に押し出される「個人化」の動きである。「『個人化』は、二十世紀後半の現象でも考案品でもない」[Beck 1986=1998: 253]とベックが述べているように、個人化はれまでの時代にも存在した現象である。たとえば、社会学の祖であるエミール・デュルケムは、『社会分業論』の中で「個人化」という言葉こそ使用していないものの、個人化について言及している [Durkheim 1893=1989]。しかし、ベックの考察した今日の個人化は、福祉国家以後の個人化であるという点で、デュルケムの考察した19世紀の個人化とは決定的に異なる [武川 2007: 96-97]。

福祉国家以後の個人化の特徴は、第一に、個人化の単位が分割不可能な個人にまで解体された点である。「かつては家族集団や村落共同体のなかで、あるいは社会階級や集団の力を借りて克服することができた生活歴上の好機や危機、ジレンマを、人びとはますます自分自身で

それに気づき、解釈し、対処していかなければならないのである」[Beck et al. 1994=1997: 21]。

同じように、防犯活動の主体は、家族の個人化、地域の個人化によって大きな変化を遂げている。核家族からの個人の離脱、地域コミュニティからの個人の離脱、さらには地域コミュニティそのものの崩壊によって、防犯活動の領域でも、分割不可能な個人の担う役割が大きくなってきている。

福祉国家以後の個人化の特徴は、第二に、個人の解放が新たな呪縛を生み出している点である [Beck 1986=1998: 260]。個人化による呪縛とは、「個人化が回避不可能であること」と「個人の解放が制度への依存を発生させること」の二つの呪縛である。個人化はわれわれに多くの自由をもたらすが、その一方で個人化から逃れる自由はわれわれに残されてはいない。そして、それと同時に、個人は市場による標準化と管理を強いられることになる。

同じように、防犯活動の領域でも、解放に伴う呪縛が発生している。家族を構成単位とする町内会をはじめ、地域コミュニティの延長上にある青年団、消防団、PTAなどの中間集団の機能縮小により、中間集団の保護を抜け出した個人を単位とする防犯活動から不可避な状況にある。

そして、防犯活動の個人化により、市場原理に基づいた「安全の市場化」[伊藤 2003: 114]が社会に浸透しつつある。たとえば、東京都世田谷区成城のように、住民が費用の負担と管理を担う、住民主導型の監視カメラの設置が増えている。さらに、高い堀やフェンスを張り巡らせた「ゲーテッド・コミュニティ」の概念は、日本でも「セキュリティ・タウン」という名の

もとで輸入されている。六本木ヒルズに代表される超高層マンションは、「“究極の” ゲートッド・コミュニティ」[竹井 2007: 138] として君臨している。安全は、公的サービスが独占的に供給するものでも、地域コミュニティなどの中間集団が維持するものでもなく、個々人の自己決定により獲得されるものとなったのである。

今日の防犯活動の個人化は、中間集団の保護を抜け出した「自立した個人」を前提としている。自立した個人は、「自由な自己決定」と引き換えに、自己決定の帰結が「自己責任」として個人に帰属される。個人化による解放は、多種多様な選択肢を個人に提示するが、個人の選択可能な選択肢は市場原理に基づいている。そのため、個人が望む選択肢を行使できる人間は、必然的に限定されてしまう。個人は「自由な自己決定」のための「条件」が不十分な状況であるにも関わらず、「自己責任」を背負わされている。

個人の「自由な自己決定」と「自己責任」に基づいた防犯活動の「個人化」の側面から導出できるのが、責任主体の所在が焦点となるルーマンのリスク概念である。ルーマンは、現代社会を「リスク」と「安全」の区分ではなく、「リスク」と「危険」の区分を用いて観察するべきであると主張している。リスクの対立項としての「安全」は、反対概念としては機能するが、それ自体としては意味を持ちえない [Luhmann 1991]。リスクが至る所に存在することに起因する「安全の不在」は、「リスク」と「危険」の区分の前提となっている。リスク社会に確実性は存在しないため、われわれは確実性を獲得することも、確実性に到達することもできない。リスクに対処するあらゆる企てが、新たな

リスクの原因となるのである。

それでは、「リスク」と「危険」の違いとは何か。ルーマンによれば、損害が自己の選択の結果として、自らの責任に帰せられるものを「リスク」と呼んでいる。それに対して、損害が自己の責任とは無関係に、自己の外部に帰せられるものを「危険」と呼んでいる [Luhmann 1991]。「リスク」と「危険」を区別する際に重要なのは、損害の種類や大きさではなく、「観察者がある損害をどのように判断するのか」である。なぜなら、同一の損害も観察者が異なれば、一方では「リスク」と映り、他方では「危険」と映るからである。発生した損害が、誰によってどのように判断され、誰が責任を負わされるのか。ルーマンのリスク論では、損害の責任を帰する過程が問題となるのである⁽⁵⁾。

責任主体の所在が焦点となる「自己決定の帰結としてのリスク」であるが、防犯活動において「リスク」が帰属される主体とは誰なのか。犯罪と関わりのある主体を「犯罪者」「統制者」「市民」の三つに区分するならば、「自己決定の帰結としてのリスク」は、一般人である「市民」に帰属される [小西 2006]。防犯活動の主体として前面に押し出された「市民」が遭遇する犯罪は、理性を失った「犯罪者」、警察に代表される「統制者」に損害の責任を帰属させることができる「危険」と断定できない。「市民」が遭遇する犯罪は、防犯活動の主体の一部である「市民」にも責任が帰属される「自己決定の帰結としてのリスク」なのである。

第三節 犯罪リスクをめぐるパラドックス

リスク社会における防犯活動は、二つのリスクに突き動かされていることが明らかになった。

第一のリスクは、防犯活動の保険数理化の側面から導出された「予測不可能な損害としてのリスク」である。保険数理型の防犯活動は、「予測不可能な損害としてのリスク」を前提としているため、「犯罪それ自体」ではなく「犯罪の可能性」の排除を目的としている。

第二のリスクは、防犯活動の個人化の側面から導出された「自己決定の帰結としてのリスク」である。福祉国家の後退と個人化の進展により、防犯活動の主体の一部を担う市民に帰属される「自己決定の帰結としてのリスク」が増大している。

二つのリスクを背景とした防犯活動は、犯罪リスクの対処を目的とする一方で、犯罪リスクを生成してしまうパラドックスに陥っている。本節では、二つのリスクがそれぞれ内包するパラドックスと犯罪不安の関係について考察する。

第一のパラドックスは、「予測不可能な損害としてのリスク」をめぐるパラドックスである。リスク社会では、犯罪が「予測不可能な損害としてのリスク」として出現するため、防犯活動は対象を明確に識別できない。識別できないがゆえに、ある対象——具体的には、ホームレスや在日外国人——を「犯罪の可能性」として位置づけ、「犯罪の可能性」と特定された人々を「監視の対象」や「排除の対象」として設定する。観察者が「犯罪の可能性」と特定した対象が、「安全を脅かすリスク」として認識される。

たとえば、地域コミュニティから「不審者」を排斥しようとする防犯パトロール活動は、「誰を外部的に何を内部的にするのかという境界の恣意的な区分」を前提としており、「摘発対象が、摘発対象であるがゆえに取り締まるとい

う完全な同語反復」の上に成立している〔山本奈生 2006: 83-84〕。観察者が「犯罪の可能性」を恣意的に特定できるため、日常に潜むあれもこれも「犯罪の可能性」として出現する。これが「予測不可能な損害としてのリスク」をめぐるパラドックスである。

第二のパラドックスは、「自己決定の帰結としてのリスク」をめぐるパラドックスである。中間集団の保護から抜け落ちた個人が保持する「自由な自己決定」とは、あくまで「可能性としての選択肢」が開かれているのみであり、「実現可能な選択肢」が開かれているわけではない。それゆえ、個人の遭遇した犯罪が、個人の「自由な自己決定」とは無関係な「危険」であったとしても、犯罪は「自己決定の帰結」である「リスク」として出現する可能性を秘めている。なぜなら、個人に付与された「可能性としての選択肢」から事後的に個人の「過失」を発見することが可能だからである。これが「自己決定の帰結としてのリスク」をめぐるパラドックスである。

それでは、犯罪リスクをめぐるパラドックスと犯罪不安はいかなる接点を持つのか。以下では、犯罪不安の構造的特徴を簡単に整理した上で、両者の接点を考察しよう。

英米で考察されている“fear of crime”が日本では「犯罪不安」と訳されていることが示すように、「犯罪に対する不安」は「犯罪に対する恐れ」と混同された状態にある。犯罪不安を抱える者はもとより、犯罪不安をめぐる研究においても、犯罪不安の輪郭が定まらないまま、犯罪不安が語られ、検証が進められている。したがって、ここでは「犯罪に対する不安」と「犯罪に対する恐れ」の違いに着目する。

セーレン・キルケゴール [Kierkegaard 1923=1979] とマルティン・ハイデガー [Heidegger 1927=1994] が考察した不安の構造的特徴を参照するならば、「不安」(Angst) とは、特定の対象を持たず、自己の自己自身に対する関わり方から生じる内因的現象である。それに対して、「恐れ」(Furcht) とは、自己とある特定の対象との関係から生じる外因的現象である。「不安が恐怖やそれに似た諸概念とはまったく異なったものであることに注意をうながしたい」[Kierkegaard 1923=1979: 238] とキルケゴールが述べているように、不安は恐怖及びそれに類似した概念から厳密に区別する必要がある。

不安の「特定の対象を持たない」という第一の特徴は——「可能性」という不可視の状態で犯罪リスクを遍在させてしまう——「予測不可能な損害としてのリスク」をめぐるパラドックスと重なり合う。不安の「内因的現象」という第二の特徴は——いかなる損害でも事後的に「自己決定の帰結」として個人に責任を転嫁しうる——「自己決定の帰結としてのリスク」をめぐるパラドックスと重なり合う。犯罪不安は、明確に対象を特定できる外因的現象をリスク認知することで発生しているわけではない。対象が不明確で内因的現象として出現する「犯罪リスクをめぐるパラドックス」が、犯罪不安として発生しているといえよう。

第二章 自己充足化する安心

第一節 「一般化された他者」の具体化

第二章では、リスク社会における「安心」という視点から、犯罪不安が増大する要因を理論的に明らかにする。本節では、防犯活動の保険

数理化と個人化の進展の帰結として、受動的に獲得できる「安心」を喪失してしまったことを指摘する。

防犯活動の保険数理化と個人化が進んだ結果、価値観を異にする「異質な他者」を喪失した「私的空間」が追求されている。「他からのアクセスを拒み、他者との接触を可能なかぎり絶とうとする行動は、物理的にも精神的にも安全柵で囲われた私的な空間——他者の存在を奪われた空間——を増殖させることになる」[齋藤純一 2008: 150]。

犯罪の抑止に特化した防犯活動は、都市空間の分断と断絶を招き、「社会的排除」の圧力を上昇させてしまう。たとえば、防犯パトロール活動は、「生活時間が多くの人とは異なるさまざまな職業についている人」「失業者や野宿者など厳しい生活を強いられている人」「精神病患者や知的障害者や在日外国人など社会的に厳しい差別の対象とされている人」など、異なる生活リズムやスタイルを持つ人々を「不審者」として対処してしまう危険性を秘めている[「生活安全条例」研究会編 2005: 35-36]。また、日本初のセキュリティ・タウンとして、大阪府泉南郡岬町に建設された「リフレ岬・望海坂」では、警備員が24時間常駐し、夜間は回転灯をつけたパトロールカーが巡回している。各住宅には「人感センサー」が設置されており、異常があれば約二分で警備員が駆けつける[五十嵐 2004: 163-164]。

価値観を共有できないもの、異質なもの、予測不可能なものを排除した「私的空間」を構築することが、「安全の追求」を意味する。「安全=セキュリティ」という概念は、安全を確保されるべき人々と安全を脅かす人々、安全が確保

されるべき空間と安全が脅かされている空間というカテゴリーの二分法を必然的に生み出す」[小倉 2003: 40]。防犯活動の保険数理化と個人化は、生活空間を分断化し、人々の関心は私的関心に閉ざされていく。生活空間の分断化は、生活空間の外に存在する「リスク」や「他者」の存在を視界から締め出し、外部に対する無関心を促進しているといえよう⁽⁶⁾。

それでは、「私的空間」を追求する防犯活動が進展する過程で、自己を位置づける枠組みはどのように変化したのか。以下では、ミードの「一般化された他者」の概念を利用しながら、自己を位置づける枠組みの変化を考察する。

社会的自我論を唱えるミードによれば、他者の期待を取り入れる「役割取得」と呼ばれる作業を通じて自我は形成される。役割取得のプロセスは、「遊戯」と「ゲーム」の二つの段階に区分できる。

第一段階の「遊戯」では、母親・教師・警官に代表される「意味のある他者」の「ふりをして遊ぶ」ことで自我が形成される。身の回りにいる「意味のある他者」の真似事をする遊びを通じて、子どもは自分に対する期待を学び取り、自己を理解するようになる。ところが、子どもが成長し、多様な期待を持つ複数の他者と出会うようになると、取り入れる他者の期待に対立が生じるようになる。かくして、役割取得は次なるプロセスへ突入する。

第二段階の「ゲーム」では、特定の具体的な他者とは異なる「一般化された他者」の期待を取り入れることで自我が形成される。「一般化された他者」とは、複数の他者の期待を組織化したものであり、いわば自我の所属する共同体や社会の規範を代表する「他者の視線」であ

る。自我の社会性は、多様な価値観を有する複数の他者の期待を組織化することで拡大していく [Mead 1934=1995: 180-202]。

自己を位置づける枠組みを意味する「一般化された他者」に着目するならば、「私的空間」を追求する防犯活動は、「一般化された他者」の具体化を招いている。「一般化された他者」の具体化とは、自己を位置づける枠組みが、伝統、習慣、地域コミュニティなどの「抽象化された他者」から、顔の見える、親密な「具体的な他者」へ変容することである。「一般化された他者」の具体化を換言するならば、組織化された他者を介して自我を形成する「ゲーム」の段階から、特定の具体的な他者を介して自我を形成する「遊戯」の段階への逆行ともいえよう。

こうした自己を位置づける枠組みの変容は、デイヴィッド・リースマンが論じた「内部指向」から「他者指向」への移行と重なり合う。リースマンは、近代人の社会的性格が、自己の内部に確立された信念によって自らの行動を決定する「内部指向」から、同時代の仲間を行動の基準とする「他人指向」へと移行したことを指摘している [Riesman 1961=1964]。リースマンの論じた「内部指向」は、単純に「他者に依拠しない自己完結的な人間類型」を意味するものではない。「一般的な社会という他者」や「個々の状況を越えた他者」を前にして自己を位置づけることができる人間が「内部指向」なのである [片桐 2000: 170]。

自己を位置づける枠組みの変遷に着目するならば、「私的空間」を追求する防犯活動の主体とは、「抽象化された他者」に準拠することが困難な個人である。「抽象化された他者」の機能不全は、個々の状況を越えて自己を位置づけ

る枠組みの喪失であり、受動的に獲得できる「受動的安心」の喪失を意味している。

第二節 ナルシシストとしての内部指向

防犯活動の保険数理化と個人化の結果、「受動的安心」を獲得することが困難な社会が到来した。「抽象化された他者」を準拠枠とした「内部指向」が退行することで、いかなる性格の人間が登場し、いかなる種類の「安心」が誕生したのか。この点を考察する事前準備として、第二節では、リチャード・セネットが指摘した「内部指向」を考察する。

セネットは『公共性の喪失』の中で、「ナルシズムは現代のプロテスタンティズムの倫理である」[Sennett 1974=1991: 461] という言葉を残しており、「内部指向」がナルシシストとして復活したことを主張している。ここで着目すべき点は、リースマンとセネットの時代考察の違いである。戦後の欧米社会という同時代を考察しているにもかかわらず、一方では、リースマンが現代を「他人指向」と評しており、他方では、セネットが「内部指向」と評している。以下では、両者の「内部指向」の差異を指摘しながら、セネットの「ナルシシストとしての内部指向」の特徴を考察する。

セネットは「ナルシシストとしての内部指向」を考察する上で、マックス・ウェーバーの議論を参照している。まずは、ウェーバーが考察した「内部指向」を整理し、次に、ナルシシストの特徴を整理しよう。

ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で登場した、世俗内禁欲に厳格なピューリタンは、規律を内面化した「内部指向」の代表的存在である。

ウェーバーによれば、「キリスト教的禁欲」を「世俗内的禁欲」として確立させたのは、プロテスタンティズムの世俗的な職業を、神から与えられた「天職」とみなす宗教意識である。この「天職」としての労働を通して神の国を求める「ひたむきな努力」と、教会が強要する「厳格な禁欲」とが、資本主義的な意味での労働の生産性を促進していたのである [Weber 1904=1989: 360]。

ピューリタンの禁欲的労働倫理の心的形成因となったのは、カルヴァンの予定説である。「神に選ばれし人間なのか否か」の判断は、神によって予定されていることであり、神の決断は絶対不変の真理である。そのため、神の被造物である人間は、「越ゆべからざる深淵」[Weber 1904=1989: 153] によって神から隔てられており、「神の決断」を変えることも知ることできない。このような状況下で、「救いの確信」を獲得する手段として社会に浸透していったのは、世俗的職業労働に刻苦勉勵することで、「救いの確信」を自分自身で創出する行為である。神の道具となり、「天職」としての世俗的職業労働に奉仕することが、結果として財の獲得を促すことになるのだが、蓄積された財を自己の享楽のために支出することは禁止されていた。そのため、世俗内的禁欲において財の獲得は、神の国を求める行為として肯定されることになる。

禁欲的で厳格な生産活動が、やがて資本主義の土台を作り上げていき、そうして誕生した資本主義のメカニズムが、今度は「天職」としての労働を人々に強制し、形骸化した「天職義務」の行動様式だけが残存するようになったのである。

次に、ナルシストの特徴を整理しよう。ナルシストとは、幻想的な自己イメージに閉じこもり、鏡の反射が届かない領域の他者から自己を防衛する人間であるが、他者から切り離された自律的な存在ではない。自己の内部を「絶対的な実在」[Sennett 1974=1991: 465]と信じているナルシストは、自己の内面を他者に表現したいという衝動に常に襲われている。幻想的な自己イメージを維持するために、ナルシストは「自己を映す鏡」としての他者を求め続けるのである。

セネットのナルシズム論は、公的意識が衰退し、私的関心のみが優先される「親密さの専制」と呼ばれる現象と対応した関係にある。「親密さの専制」が支配的な社会では、人々がコミュニティの外の人間には背を向け、自分を「〈理解してくれる〉他の人々と用心深くわかちあうことへめぐりこむ」[Sennett 1974=1991: 432]。自分を理解してくれる仲間との「親密さ」の体験を通じて、人々は個性を発達させているのである。親密な他者によって構成された「親密圏」は、「自己を映す鏡」であり、まさしく「拡張された自己自身」ということができる。

それでは、世俗的禁欲主義に基づいた内部指向とナルシストの接点とは何か。セネットが着目したのは、世俗的禁欲主義に見られる「自己達成」という行為である。世俗的職業労働に専念する人々の原動力は、「神に選ばれし人間なのか否か」の「救いの確信」を獲得するために、自ら掲げた目標を禁欲的に達成していく「自己達成」の力にあると考えていた。「救いの確信」を途切れなく実感し続けるためには、自己達成という理想を追求し続けなければならない。「自己は途切れない限りにおいて

のみ実在」[Sennett 1974=1991: 464]するのである。セネットは、「ゴールに達したという感覚」を回避し続ける「終結への不安」[Sennett 1974=1991: 464]をナルシストの禁欲主義的性格の特質の一つとして挙げている。そして、自己達成という理想を追求し続けることによってしか自らの存在根拠を維持できない、特異な「自己のあり方」をナルシズムと世俗的禁欲主義のそれぞれに見出したのである。

セネットの「内部指向」という時代考察が「ナルシストとしての内部指向」であることを理解するならば、リースマンの「他人指向」とセネットの「内部指向」は、必ずしも異なる時代考察ではないことが指摘できよう。両者の共通点は、第一に、他者を求めている点である。他者から発せられる信号に絶えず注意を払う「他人指向」が求める他者と、「ナルシストとしての内部指向」が求める「自己を映す鏡」としての他者は、親密圏の外の人間を排した「親密圏内部の他者」であるという点で共通している。両者の共通点は、第二に、内面に確固とした指針が存在しないという点である。内的指針がないために、「他人指向」は他者が抱く価値を指針とし、「ナルシストとしての内部指向」は自己達成による内的衝動に価値を置く。

では、「内部指向」と「ナルシストとしての内部指向」との違いは何か。自己自身に魅了され、自己の外部に関心を持たない「ナルシストとしての内部指向」は、どのような自己を選択したとしても、その自己を選択した確かな根拠は存在せず、「自己が自己を選択した」という以上の根拠を持ち得ない。社会全体の基底に再帰性が組み込まれている現代社会では、全てのことが反省的に懐疑され、問い直される可

能性を持っている。「自分が何者であるか」ということは、自己自身の内的な基準によって決定される。内部指向には「確固たる内部」が存在したが、「ナルシストとしての内部指向」には「自己準拠的な内部」しか存在しないのである。セネットが論じた「ナルシストとしての内部指向」の特徴を整理するならば、不確かさを前提としている点、自己の内面を重視する点、自己達成という理想を無限に追求し続ける点、の三点に集約することができよう。

以上のことから、「ナルシズムは現代のプロテスタンティズムの倫理である」[Sennett 1974=1991: 461] というセネットの言葉の真意が明らかになった。セネットにとって、世俗的禁欲主義と自己陶醉は相反するものではない。内部指向のピューリタンは、「救いの確信」を獲得するために、自ら目標を掲げ、禁欲的労働倫理を実践した。同様に、現代のナルシストも、自己の内面を実感するために、自己達成という理想を追求し続ける。セネットは、自己達成という理想を追求し続ける自己陶酔的なナルシストの姿に、禁欲的労働倫理を実践するピューリタンの姿を重ね合わせていたのである。

第三節 安心の変容

本節では、「ナルシストとしての内部指向」の三つの特徴を振り返りながら、「ナルシストとしての内部指向」とリスク社会における防犯活動の主体の共通点を明らかにしていく。

まずは、「ナルシストとしての内部指向」が不確かさを前提としている点であるが、この特徴は、リスク社会における防犯活動の主体が「安全の不在」を前提としている点で共通して

いる。不確実性が根底にあるリスク社会では、絶対的な安全も、リスクの伴わない意思決定も存在しない。安全の不在を象徴するのは、すでに指摘したように、犯罪は増大も凶悪化もしていないにもかかわらず、犯罪不安が増大している現象である。防犯活動の背後にある「犯罪不安の増大」という現象は、リスク社会における防犯活動の主体も、「安全の不在」という不確かさを前提としていることを示している。

次に、自己の内面を重視する点であるが、この特徴は、リスク社会における防犯活動の主体が「安全であることの確信」を自ら創出している点で共通している。「神に選ばれし人間なのか否か」を計り知れないピューリタンは、財を獲得し「神から選ばれし人間であることの確信」を自ら創出しなければならなかった。同じように、「安全であるか否か」を実感できない個人は、防犯活動に励み「安全であることの確信」を自己自身で生成することが求められている。それゆえ、個人的にセキュリティを上昇させ、個人的にボランティアに参加することにより、「安心」を獲得しようとするのである。防犯活動を通じて「安心であることの確信」を内面で創出していく行為は、リスク社会における防犯活動の主体も、自己の内面を重視していることを示している。

最後に、自己達成という理想を無限に追求し続ける点であるが、この特徴は、リスク社会における防犯活動の主体が、無限追求的に「安心」を追求している点で共通している。防犯活動を行うことに伴う「達成感」が途切れた時、安心は崩壊する。防犯活動に励み、達成感を持続することにより、自己準拠的な内面、すなわち「安心」を維持しているのである。

以上のことから、リスク社会における防犯活動が獲得する「安心」の特徴が明らかになった。リスク社会における防犯活動は、「安全」であることを受動的に実感できないため、「安全であることの確信」、すなわち「能動的安心」を自己自身で創出しているのである。自己を位置づける枠組みが機能不全に陥っている個人は、「受動的安心」を獲得できないため、「能動的安心」を獲得しなければならないのである。

結びに代えて

本論文では、第一に、リスク社会における「リスク」という視点から、第二に、リスク社会における「安心」という視点から、犯罪不安が増大する要因を理論的に考察した。

まず、「リスク」という視点からは、犯罪リスクをめぐる二つのパラドックスが犯罪不安として発生していることを明らかにした。

不安の「特定の対象を持たない」という第一の特徴は、防犯活動の「保険数理化」の側面から導出された、「予測不可能な損害としてのリスク」をめぐるパラドックスと重なり合う。観察者が「犯罪の可能性」と特定した対象が、「安全を脅かすリスク」として自己言及的に認識されるパラドックスは、犯罪不安が明確な対象を持たないことを意味する。

不安の「内因的現象」という第二の特徴は、防犯活動の「個人化」の側面から導出された、「自己決定の帰結としてのリスク」をめぐるパラドックスと重なり合う。個人に降りかかる損害が「自己決定の帰結」として個人の責任に転嫁されるパラドックスは、犯罪不安が自己の自己自身に対する関わり方から発生していること

を意味する。対象が不明確で内因的現象として出現する「犯罪リスクをめぐるパラドックス」が、犯罪不安として発生しているといえよう。

次に、「安心」という視点からは、リスク社会における「安心」が、受動的に獲得できる「受動的安心」から能動的に獲得しなければならない「能動的安心」へ変容したことを明らかにした。

犯罪不安を抑制する「安心」とは、自己を位置づける枠組みである「抽象化された他者」が提供する、「受動的安心」である。地域コミュニティに包摂されることで得られる「安心」は、「受動的安心」といえよう。しかし、防犯活動の保険数理化と個人化が進展することで、「抽象化された他者」を準拠枠とした「内部指向」は退行し、「受動的安心」を獲得することが困難な社会が到来した。

リスク社会における防犯活動の主体は、「抽象化された他者」という準拠枠を喪失した、「ナルシストとしての内部指向」である。確固たる内面を保持しないため、「ナルシストとしての内部指向」は、防犯活動に伴う達成感を獲得することで、自己準拠的に「安心」を創出する。防犯活動による達成感で獲得する「安心」は「能動的安心」であるため、「安心」を創出し続けなければ、犯罪不安を抑制できない。

最後に、犯罪リスクをめぐるパラドックスと「ナルシストとしての内部指向」の関係を考察しよう。

犯罪リスクをめぐるパラドックスとは、リスク回避において部分の最適化を図り、「管理不可能なリスク」を「管理可能なリスク」へ変換することである。第一の「予測不可能な損害としてのリスク」では、「リスク」と「安全」

の区分が曖昧な不確かな状態にもかかわらず、「リスク」と「安全」の二項対立思考で犯罪リスクを処理する、「卓越した技術」が求められている。第二の「自己決定の帰結としてのリスク」では、自己の選択とは無関係な損害であっても、個人の自己決定の帰結として犯罪リスクを受け入れる、「強靱な主体」が求められている。

このようなリスク管理を可能にしているのが、「ナルシズムとしての内部指向」の「麻痺」という特性である。ナルシズムの語源はギリシャ語の *narcosis* (麻痺) であるが、リスクの矮小化を可能にしているのは、自己達成による充足感に伴う「麻痺」である。自己達成による充足感は、自己陶醉という名の思考停止、すなわち「麻痺」を引き起こす。重田園江は、ボランティアによる地域住民のパトロール隊が、「統計数値で測られる有効性」よりも「自分たちが目を配っている」「地域が一体となって安全への姿勢を示している」という「感情」や「気分」を重視していることを指摘している [重田 2001: 218]。パトロール隊が抱く「感情」や「気分」とは、まさに自己達成による充足感である。自己充足に伴う麻痺を活用することで、「予測不可能で、責任の帰属が不可能な犯罪リスク」は「予測可能で、責任の帰属が可能な犯罪リスク」に矮小化される。管理可能な領域の拡大は自己支配幻想の拡大でもあり、ナルシズムを大いに刺激する。リスクに対する不確実性がさらに増大するならば、リスクを矮小化する作業に伴うナルシズム——麻痺も大きなものになる。

かくして、リスク社会の防犯活動は、防犯という目的からは逸脱し、「能動的安心」を求め

て自己充足化していく。バックは、リスク社会が「不安を克服する象徴的な場所や事物や人」を発見する「スケープゴート社会」とであると指摘している [Beck 1986=1998: 120]。防犯活動でスケープゴートを発見し、排除する達成感を求めれば求めるほど、防犯活動は防犯という目的からは逸脱し、自己充足化していく。防犯活動が自己充足化すればするほど、麻痺は効率的に発生し、「犯罪リスクをめぐるパラドックス」として発生する犯罪不安は一時的であるが抑制される。しかし、解決されぬまま隠蔽され続ける犯罪リスクは、「リスクに対する不安」として蓄積されていく。

付記

本稿は、平成22-24年度科学研究費補助金（課題番号：22330160）の助成による研究成果の一部である。

[投稿受理日2012.8.24/掲載決定日2013.1.24]

注

- (1) フーコーによれば、三つの権力は「一連の複合的な建造物」である。それゆえ、「統治権力」が出現することで「規律権力」が消滅した、という変化があるわけではない。変化するのは、建造物の中で「何が主調となるか」である [Foucault 2004=2007: 11]。
- (2) リスク管理という視点に着目するならば、リスク概念は「古典的リスク」「福祉国家的リスク」「新しいリスク」の三つに分類することができる。ここでは、保険数理型の防犯活動が対象とするリスクに焦点を絞っているため、「古典的リスク」に関する説明を省略している。「古典的リスク」の詳細は、中山竜一 [2004]、小西由浩 [2006]、三上剛史 [2010] の文献を参照されたい。
- (3) 犯罪原因論では、犯罪者が犯行に及んだ原因を、犯罪者の「人格」や「境遇」に求めた。それゆえ、

- 犯罪原因を取り除くために、刑罰による「処遇」、刑務所による「矯正」、保護観察による「保護」などが行われた [小宮 2005: 27]。
- (4) リスク社会で発生する犯罪は、必ずしも「新しいリスク」として発生するわけではない。小西が指摘しているように、リスク社会においても、予測可能で計算可能な「旧いリスク」として発生する犯罪は多い [小西 2006: 44]。しかし、リスク社会において、標準からの偏差は「矯正の対象」ではなく、「排除の対象」となる。同じ「旧いリスク」としての犯罪であっても、リスク社会以前と以後では対処法が異なる。
- (5) ルーマンのリスク論が、「リスクは損害の責任を帰する過程で間主観的に構成される」と考える「構成主義」と位置づけられるのに対して、ベックのリスク論は、「リスクは損害の責任を帰する過程を経る以前から客観的に存在する」と考える「客観主義」と位置づけられている。しかし、ベックが「単純な『リスク客観主義』者」 [山口 2002: 192] であると断定することはできない。この議論の詳細は、山口節郎による考察 [山口 2002: 191-196] を参照されたい。
- (6) アメリカでは、日本以上に生活空間の分断化が進んでいる。マイク・デイヴィスによれば、ロサンゼルスでは、富裕層が「堅固に固められた小単位」で自らを囲い込む一方で、貧困層は劣悪な居住環境である「恐怖の場所」に押し込まれている。都市空間は「新住民と旧住民、貧者と富者との間に起きるいかなる空間的相互交渉」も発生しない、分離した「要塞都市」として再編されている [Davis 1990=2001: 189, 195]。
- 参考文献**
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局。)
- Beck, Ulrich, Anthony Giddens and Scott Lash, 1994, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity Press. (=1997, 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化——近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房。)
- Boyne, Roy, 2000, "Post-Panopticism," *Economy and Society* 29: 285-307.
- Davis, Mike, 1990, *City of Quartz: Excavating the Future in Los Angeles*, Verso. (=2008, 村山敏勝・日比野啓訳『要塞都市LA』青土社。)
- Deleuze, Gilles, 1990, *Pourparlers: 1972-1990*, Editions de Minuit. (=2007, 宮林寛訳『記号と事件——1972-1990年の対話』河出書房新社。)
- Durkheim, Emile, 1893, *De la division du travail social*, Presses Universitaires de France. (=1989, 井伊玄太郎訳『社会分業論』(上・下) 講談社。)
- Ewald, Francois, 1986, *L'Etat providence*, Grasset.
- Foucault, Michel, 2004, *Sécurité, Territoire, Population: Cours au Collège de France 1977-1978*, Michel Senellart ed., Gallimard & Seuil. (=2007, 高桑和巳訳『ミシェル・フーコー講義集成Ⅶ コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978年度 安全・領土・人口』筑摩書房。)
- Giddens, Anthony, 1990, *The Consequences of Modernity*, Polity Press. (=1993, 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か? ——モダニティの帰結』而立書房。)
- Goldblatt, David, 1996, *Social Theory and the Environment*, Westview Press.
- Hacking, Ian, 1990, *The Taming of Chance*, University Press. (=1999, 石原英樹・重田園江訳『偶然を飼いなす——統計学と第二次科学革命』木鐸社。)
- 浜井浩一, 2004, 「日本の治安悪化神話はいかに作られたか——治安悪化の実態と背景要因 (モラル・パニックを超えて)」『犯罪社会学研究』29: 10-25.
- 浜井浩一・芹沢一也, 2006, 『犯罪不安社会——誰もが「不審者」?』光文社。
- Heidegger, Martin, 1927, *Sein und Zeit*, Max Niemeyer. (=1994, 細谷貞雄訳『存在と時間 (上・下)』筑摩書房。)
- 五十嵐太郎, 2004, 『過防備都市』中央公論新社。
- 伊藤康一郎, 2003, 「安全の市場化——リスク社会における犯罪予防」『犯罪と非行』136: 102-121.
- 片桐雅隆, 2000, 『自己と「語り」の社会学——構築主義的展開』世界思想社。
- 河合幹雄, 2004, 『安全神話崩壊のパラドックス——治安の法社会学』岩波書店。
- Kierkegaard, Soren, 1923, *Der Begriff der Angst*, Eugen Diederichs. (=1979, 田淵義三郎訳『不安の概念』榎田啓三郎編『世界の名著51 キルケゴール』中央

- 公論社, 197-368.)
- 小宮信夫, 2005, 『犯罪は「この場所」で起こる』光文社.
- 小西由浩, 2006, 「新しいリスクとしての犯罪——犯罪予防と警戒原則」『犯罪社会学研究』31: 38-51.
- Luhmann, Niklas, 1991, *Soziologie des Risikos*, Walter de Gruyter.
- Mead, George Herbert, 1934, *Mind, Self and Society: From the Standpoint of a Social Behaviorist*, Charles William Morris ed., The University of Chicago Press. (=1995, 河村望訳『デュローイ = ミード著作集 第6巻 精神・自我・社会』人間の科学社.)
- McLuhan, Marshall, 1964, *Understanding Media: The Extensions of Man*, Signet. (=1987, 栗原裕・河本仲聖訳『メディア論——人間の拡張の諸相』みすず書房.)
- 三上剛史, 2010, 『社会の思考——リスクと監視と個人化』学文社.
- 中谷内一也, 2008, 『安全。でも、安心できない……——信頼をめぐる心理学』筑摩書房.
- 中山竜一, 1995, 「標準と正義」『人文学報』76: 101-118.
- , 2004, 「リスク社会における法と自己決定」田中成明編『現代法の展望——自己決定の諸相』有斐閣, 253-80.
- 小幡正敏, 2002, 「システムと事故——リスク社会学の視角」『ヒューマンサイエンス』14(2): 87-97.
- 小倉利丸, 2003, 「監視カメラと街頭管理のポリテクス——ターゲットにされる低所得層とエスニック・マイノリティ」小倉利丸編『路上に自由を——監視カメラ徹底批判』インパクト出版会, 4-47.
- 重田園江, 2001, 「監視と処罰の変貌」『現代思想』36(13): 212-224.
- Riesman, David, 1961, *The Lonely Crowd: A Study of the Changing American Character*, Yale University Press. (=1964, 加藤秀俊訳『孤独な群衆』みすず書房.)
- 齋藤純一, 2008, 『政治と複数性——民主的な公共性にむけて』岩波書店.
- 斎藤貴男, 2004, 『安心のファシズム——支配されたがる人びと』岩波書店.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論——現在性の系譜学』青土社.
- 「生活安全条例」研究会編, 2005, 『生活安全条例とは何か——監視社会の先にあるもの』現代人文社.
- Sennett, Richard, 1974, *The Fall of Public Man*, Cambridge University Press. (=1991, 北山克彦・高階悟訳『公共性の喪失』晶文社.)
- 島田貴仁・鈴木護・原田豊, 2004, 「犯罪不安と被害リスク知覚——その構造と形成要因」『犯罪社会学研究』29: 51-64.
- Simon, Jonathan, 1988, “The Ideological Effects of Actuarial Practices,” *Law and Society Review* 22: 772-800.
- 武川正吾, 2007, 『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会.
- 竹井隆人, 2007, 『集合住宅と日本人——新たな「共同性」を求めて』平凡社.
- Weber, Max, 1905, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, Mohr. (=1989, 大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店.)
- 山口節郎, 2002, 『現代社会のゆらぎとリスク』新曜社.
- 山本功, 2005, 「犯罪被害の不安感, リスク知覚の構造」(<http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2012/05/17313-3.pdf>).
- 山本奈生, 2006, 「リスク社会と『割れ窓理論』」『佛大社会学』31: 81-85.
- Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, Sage Publications. (=2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保 呂訳『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.)